



鳥取県建設工事監督業務マニュアルについて（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成14年3月29日

管 第 4 2 3 4 号
平成14年3月29日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

} 様

土 木 部 長
(公印省略)

鳥取県建設工事監督業務マニュアルについて（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）などに基づき、公共工事について厳正・的確な現場監督を行うことが、従来以上に求められています。

そこで、監督能力の向上、工事品質・施工水準の向上及び公正・的確な契約履行の確保のため、県土整備部が所管する建設工事の監督員がその契約から完成までの各段階で何をどのように行わなければならないのかを明らかにするマニュアルを別添のとおり制定し、平成14年4月1日から適用することとしたので、これにより監督業務を適切に処理してください。